あなたの家の

石塀・ブロック塀は安全ですか？

～撤去費用等の一部を補助します～

全撤去　一部撤去　改　修

石塀等の倒壊は、**人命を危険**にさらすだけでなく、**震災後の避難や救助・消火活動等の障害**となります。建築士等の専門知識を有する方に相談して**【安全点検】**を行い、必要に応じ、当該補助制度を活用し、撤去などの**【安全対策】**をお願いします。

地震発生時における石塀等の倒壊等による災害を防止し、市民の安全を確保するため、石塀等の撤去等費用の一部を予算の範囲内で補助します。

補助対象塀

道路沿いやお隣との敷地境にあり
地震発生時に倒壊の危険のある
３段積み以上の石塀・ブロック塀等で、
高さが８０ｃｍを超えるもの。

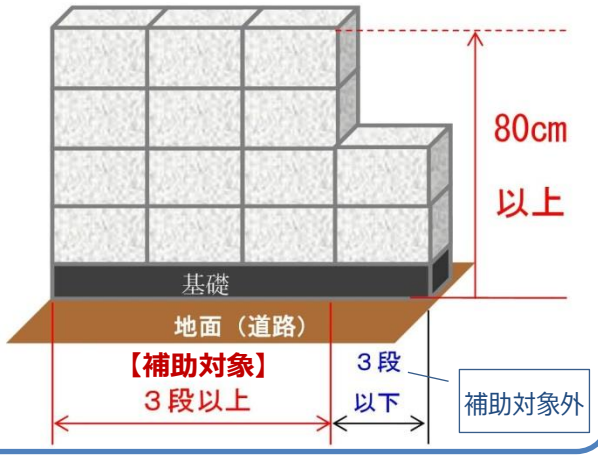

【留意事項】 申請前に撤去工事に着手していないこと。
既に石塀等が撤去されている場合、撤去等の工事中である場合、
倒れてしまっている場合は、補助対象外となります。

補助対象者

・事業を実施する石塀等の所有者 又は ２親等以内の親族で当該撤去工事の契約者となる方
・今回初めて補助金を受ける方
・市税等の滞納のない方

補助額

Ａ：撤去等工事費用の**業者見積り額**（処分費は含むが、新設費用は含まない額）
Ｂ：補助対象の**石塀等の長さ×１万円**
上記ＡとＢの**小額な方の二分の一**以内（千円未満切捨て）で、**最高１０万円**（限度額）

補助対象工事

1．全撤去

道路沿いやお隣との敷地境の塀を
撤去する工事

※基礎を残すことは可。
※撤去後の塀は、生垣やフェンス等の
　安全な塀にすること。

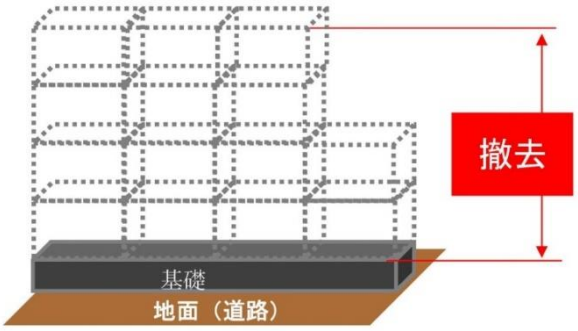

2．一部撤去

道路沿いの塀を
高さを６５ｃｍ以下となるよ
高さを低くする工事

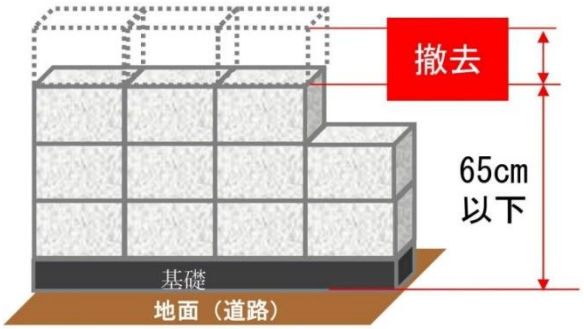

3．改　修

道路沿いの塀を
建築基準法施行令の
基準を満たすよう改修
（控塀、基礎、塀高等）する工事

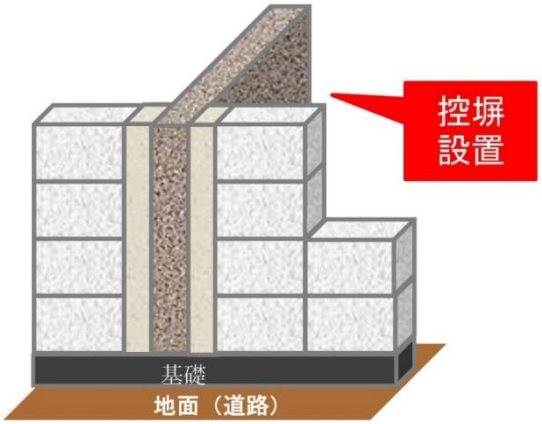

主な法令基準

	地盤面からの高さ	控え塀の間隔	塀の厚さ
石塀	1.2m以下	4.0m以内	塀の高さの 1/10 以上
ブロック塀	2.2m以下	3.4m以内 （塀の高さ 1.2m超の場合）	15 ㎝以上 （塀の高さ 2m以下:10cm）

※上記は主な基準であり、詳細は「建築基準法施行令」を確認願います。

【留意事項】　道幅が 4m 以下の道路沿いで、新たに塀を設置する場合や改修する場合は、後退（道路中心から2mセットバック）が必要となる場合があります。

生垣づくり補助事業も実施しております！

一定条件を満たす生垣づくりに対し、60,000 円を限度額とし、1 メートル当たり 3,000 円を補助。
（生垣づくり補助について詳しくは・・・都市計画課 維持管理係：0285-83-8724　まで）

真岡市役所　建設部　建設課　建築係　☎ 0285-83-8150
FAX：0285-83-6240　　E-MAIL：kensetsu@city.moka.lg.jp

R3.4.1